

北 広 議 会 第 207 号
平 成 26 年 3 月 24 日

全国 B 型肝炎訴訟北海道原告団
代表 高橋 朋己 様
全国 B 型肝炎訴訟北海道弁護団
代表 佐藤 哲之 様

北広島市議会
議長 中 川 昌 憲



陳情の審査結果について

平成 26 年 2 月 12 日付けで提出された陳情につきまして、下記のとおり審査結果をお知らせいたします。

記

件 名	陳情第 2 号 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める」意見書等に関する陳情
議 決 日	3 月 20 日
結 果	採択
処 理	別紙意見書を衆参両議院議長及び内閣総理大臣ほか関係大臣に送付

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特に B 型肝炎・C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在 B 型・C 型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は多額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているが、医学上の認定基準が極めて厳しいために、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じておらず、肝硬変・肝がんで多くの方が亡くなっている中で、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって政府においては下記の事項を実現するよう、強く求める。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害や福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 20 日
北海道北広島市議会